

水道施設の管理に係る事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、周南市民の利用に供する水道施設の管理に係る事務を光市に委託するため、別紙のとおり規約を定めることについて、同条第3項の規定により市議会の議決を求める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

## 水道施設の管理に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 周南市(以下「甲」という。)は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を光市(以下「乙」という。)に委託する。

(1) 甲の市民の利用に供させる乙の水道施設及び乙の区域内に甲が設置した送水施設の管理に係る事務

(2) 前号の水道施設で行う取水、浄水等の事務

(3) 第1号の送水施設で行う送水事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

2 甲は、委託事務を委託するに当たり、別に水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3の規定に基づく水道の管理に関する技術上の業務を光市水道事業管理者に委託する。

(経費の負担)

第3条 甲が乙に支払う委託事務の管理及び執行に要する経費の額及び支払の方法は、甲乙協議の上、別に定める。

(条例等改正の場合の措置)

第4条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ甲に通知しなければならない。

(定めのない事項の協議)

第5条 この規約に定めのない事項が生じたときは、甲と乙が協議の上これを定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。